

# 了徳寺大学研究紀要投稿規程

〔平成18年9月25日  
大学規則 第17号〕

第1条 本誌の名称は「了徳寺大学研究紀要 The Bulletin of Ryotokuji University」とする。

第2条 投稿論文は、学術の進歩発展に寄与する内容である論文(原著)、総説、報告(以下「論文等」という。)とする。

2 前項の論文等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 論文(原著)は、学術研究そのものが独創的で、自分自身の得たデータに基づいて、新しい知見や理解が論理的に示しており、学術的な意義が明確であるもの(priorityのあるもの)
- (2) 総説は、学術的知見や成果を特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また、文献などをレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説・考察し、分かりやすくまとめたもの
- (3) 報告は、学術の発展に寄与する可能性のある事例(症例を含む)や手法などを記載し、その意義を考察したもの

3 論文等のうち、他誌に発表されたもの、又は他誌に投稿中のものは、投稿できない。

第3条 本誌の執筆者は、本学に所属する教員及び教員の研究協力者とする。

第4条 投稿された論文等は研究委員会(以下「委員会」という)委員、ならびに委員会が委任した者が査読し、内容の加除、訂正を求めことがある。

2 前項により内容の加除・訂正を求められた者が、毎年度定める紀要発刊日程の再提出期限までに回答しない場合は、投稿を取り下げたものとする。

3 生命倫理に関わる研究で、生命倫理審査委員会の承認(条件承認を含む)を得ていない論文は受理しない。

第5条 本誌は、原則として年1巻を年度内発行とする。

第6条 論文掲載に関して特に費用を要するもの(カラー印刷等)は別途執筆者の負担とする。

第7条 投稿論文等は研究紀要執筆要領に則り作成する。

第8条 投稿申し込み締め切りは、当該年度の10月末とする。

第9条 研究紀要への掲載は、査読後に受理された投稿論文については当該年度の3月末発刊号に掲載する。

第10条 原稿(CD-ROMを含む)は初校時に返却する。

第11条 校正は再校までとする。

第12条 掲載論文等の著作権は原則として、学校法人了徳寺大学に帰属する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成18年9月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年1月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成23年4月14日から施行する。
- 5 この規程は、平成24年8月9日から施行する。
- 6 この規程は、平成25年8月8日から施行する。
- 7 この規程は、平成26年8月7日から施行する。
- 8 この規程は、平成28年8月4日から施行する。
- 9 この規程は、平成29年7月6日から施行する。
- 10 この規定は、平成31年1月10日から施行する。